

『男女共同参画白書(平成14年版)を読んで』

去る6月、内閣府から「平成14年版男女共同参画白書」が発行されました。巻頭に、内閣官房長官・男女共同参画担当大臣福田康夫氏のメッセージが掲載されていますので、その一部をご紹介します。

「男女共同参画社会の実現は、豊かで活力のある社会を築く上で不可欠であり、21世紀の我が国社会を決定する大きな鍵として、政府一体となって取り組むべき最重要課題です。(中略) 本白書は、男女共同参画社会基本法に基づく報告書として作成したものであり、我が国の男女共同参画社会の形成の状況について記述するとともに、男女共同参画会議の審議状況なども踏まえ、政府の施策について取りまとめています。」

白書の前半には、「平成13年度 男女共同参画社会の形成の状況に関する年次報告」があり、次の2部から構成されています。

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第2部 平成13年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

後半は、「平成14年度において講じようとする男女共同参画社会の促進に関する施策」となっており、第1章から第12章までの項目に分類された解説があります。資料として、各主要事項別にそれぞれの施策を所管する省庁名と総額 9兆円余りに及ぶ平成14年度予算額が明示されています。白書の内容から私たちの日常生活と深い係わりをもつ2つのテーマを取り上げ、男女共同参画社会実現のため緊急に対応すべき課題について触れてみたいと思います。

(1) 就業の分野における男女の共同参画

白書によれば、平成13年における労働力人口に占める女性の割合は、40・9%となっており、これを産業別にみると、トップはサービス業35・6%、次いで、卸売・小売業、飲食店28・8%、製造業16・9%などとなっています。

雇用形態別構成では、近年男性、女性ともにパート、アルバイトなど非正規労働者の割合が上昇しているのが特徴であります。特に女性では、昭和60年に28・4%であったパート・アルバイトなどの割合が平成13年に42・9%へと急上昇しており、女性の非正規化が急速に進んでいることが分かります。また、派遣労働者も近年増加傾向にあります。女性一般労働者の平均所定内給与額は、平成12年の調査で男性一般労働者の65・5%であり、徐々に縮小してきているものの、依然として大きな開きがあります。一方、女性パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額は女性一般労働者の66・9%であり、低下傾向にあります。社内での身分に関係なく、同一労働同一賃金の待遇が強く求められています。白書の言葉を借りれば、「真に性別にとらわれず個人がその能力を発揮でき、処遇される仕組みが望まれる」のです。

(2) 仕事と子育ての両立

白書は、平成13年度年次報告第1部第3章「仕事と子育ての両立」のところで次のように述べています。

「出産や子育てを社会全体で支援し、安心して子育てができる社会を築いていくことは、少子化への対応として重要であるだけでなく、女性の社会参加を容易にし、経済の潜在力を高めることにもつながる。仕事と子育ての両立を進めるためには、真の男女共同参画を促進し、社会システム全体を見直していくことが必要である。」

過日の新聞によれば、「育児休暇取得へ数値目標」というタイトルで次のように報道されています(日本経済新聞 平成14年8月5日)。「厚生労働省が検討している少子化対策の骨格が明らかになった。

サラリーマンの育児休暇取得の数値目標を設定するほか、複数の企業が共同利用できる保育施設の建設・普及を促す。不妊治療への助成も検討する。育児しながら仕事を続けられる職場環境をつくる企業を後押しするとともに、子どもが欲しい夫婦を支援する。」

厚生労働省が今年6月に発表した人口動態統計によると、2001年の合計特殊出生率(注1)は1・33で過去最低となっています。一般に人口を一定の規模で維持するためには、2・08前後の合計特殊出生率が必要とされています。このことにより、老年人口の割合(総人口に対する65歳以上人口の割合)は、2014年には25%台に達し、2050年には35・7%の水準に達するのは確実であると予測されています。これは、国民の2・8人に1人が65歳以上になることを意味します。将来の我が国における生産活動、社会保障制度のあり方、国民の税負担などに計り知れない影響を与えることは必然であると思われる。出生率の低下傾向は、日本だけでなく、主要先進国共通の悩みではありますが、例外的にデンマーク、スウェーデン、アイスランド、ノルウェー、フィンランドといった北欧諸国は、比較的高い出生率を維持しています。特にデンマークは少子化に歯止めをかけた唯一の先進国といわれています。

近年、有識者、政府関係機関、マスコミ関係者などの間で、北欧諸国、とりわけオランダ、デンマークなどにおける雇用制度、少子化対策、社会保障制度、教育等々の分野での男女共同参画諸施策が注目され、調査・研究、事例などが数多く発表されるようになっていきます。我が国においても、5・4%に達する失業者を救済し、男女が共同して育児や家事に従事することができる時間的余裕をつくりだすための方策であるフレックスタイム制(注2)やワークシェアリング制度(注3)の普及が期待されます。

将来の国のあり方や分権時代における地方自治体のあり方を探る先進事例として北欧諸国に学びながら、男女共同参画社会の組み立てを考えていきたいと思っています。

(委員 後藤 敬)

(注1)合計特殊出生率とは

15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性未婚既婚を問わず、一生に産む子供の数にほぼ等しいといわれている。

(注2)フレックスタイム制とは

1日の仕事の流れ、個人の業務内容にあわせてフレキシブル(柔軟)に勤務時間を選べるシステム。

(注3)ワークシェアリング制度とは

仕事(ワーク)を分け合う(シェア)ということ。通常、仕事という、正社員は平日9時から5時まで働く人がほとんどですが、この時間を変えようというのです。特に、日本では、現在の不況下での失業対策として期待されています。つまり、一人あたりの労働時間を短縮し、より多くの人間で仕事を分け合うことにより、失業を解消し、かつ、多様な就業形態を創出することができると言われています。